

茂木敏充衆議院議員との対談 第2回

全4回

衆議院議員 茂木敏充 氏

開倫塾塾長 林明夫

林： お早うございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も開倫塾の時間をお聴き頂きましてありがとうございます。先週からシリーズで、衆議院議員であられ、また衆議院の厚生労働委員長にご就任になりました、茂木敏充先生に国政の状況とか、年金問題、それから社会保障政策についてお話を伺っております。先生、宜しくお願い致します。

茂木： 宜しくお願いします。

林： 今回は2回目です。先生、いわゆる「ねじれ国会」についてですね、どんな風にお考えでしょうか。

茂木： 「ねじれ国会」 言葉が良いかどうかというのはあるのですが、去年の参議院選挙で与党が大敗して、現在参議院では野党が過半数を占めるようになったわけです。衆議院では与党が圧倒的多数。その一方で参議院では野党が多数。このため、なかなか法案もスムーズに成立しにくいような状況になった。こういう衆議院と参議院の逆転状況をこれをいわゆる「ねじれ国会」 こんな形で呼んでいます。

林： 「ねじれ国会」ですね。よく聞きます。厚生労働委員長としてこの「ねじれ国会」に臨む茂木先生の姿勢という風なものは、どのようなものなののでしょうか。是非お聞かせ頂きたいのですが。

茂木： 一言で言えば、やはり与野党でしっかり話し合いを続けていく、ということになると思うのですが、いわゆる「ねじれ国会」 我々与党もそうなのですが、野党にとっても初めての経験で、これまでの発想をガラッと変える必要あると思います。これまでは、衆議院・参議院ともに与党が多数を占めていて、各委員会 厚生労働委員会もそうですが、政府が提出した法案これを閣法というのですが、この閣法について審議時間を消化し、「とにかく法案を通過させる」こういう性格が強かったと思います。

林： 閣法というのは内閣の閣、に法律の法、と書くのですね。

茂木： そうです。

林： 内閣が出した、提出をした法案。それを閣法と言うのですね。

茂木： そうです。

林： 勉強になります。これからはそういう風なやり方は通用しないということですね。

茂木： そう思います。与党も単に政府の立場を代弁して、閣法を遮二無二通すという姿勢は変えていく必要があります。一方では野党も参議院で第1党になったわけですから、これまでのように何でもただ反対反対とこういう風には言ってもらえない立場になったわけです。特に年金であったりとか医療・介護など、国民生活に密着した大切な課題を取り扱う我が厚生労働委員会ですから、まず与野党で十分協議をして、合意点であったりとか、より良い成案を作りあげていくことが求められているんだと思います。それでも与野党でどうしても合意出来ない、衆議院と参議院の意見が異なる、こういうケースも当然出てきますから、そのために憲法でも60日ルール。これは法案が衆議院から参議院に送られて、60日経っても議決が出来ない場合は、それについては否決したとみなすと。こういう規定になるわけですが。こういった60日ルールであったりとか、再議決のやり方。これは衆議院で可決した法案が参議院にまわって否決をされた。もしくは参議院にまわしたのだけれども、60日経っても議決出来ない。こういう場合は、もう1回その法律が衆議院に戻ってきます。そして戻ってきた法律について衆議院です、3分の2以上の多数で可決したら、法案が成立する。こういった再議決のやり方もですね、決められている訳です。

林： よく中学校とか高校で「衆議院の優越」という風に勉強で習ったことでしょうか。

茂木： 「衆議院の優越」というのは、憲法の60条で「予算・条約については衆議院で可決、参議院で否決された場合は、衆議院の議決が優先される。さらに衆議院で可決された予算・条約が参議院です、30日経っても決がない場合は、自動的に成立する」。これが憲法60条のいわゆる「衆議院の優越」。これに対して先ほど申し上げた60日のルール、再議決のルールは憲法59条で決まっています、これは、衆議院と参議院が対等ですからその場合、物事が決まらない時にどうするか。こうすることで再議決のルールが決められています。

林： ちょっと違っていたわけですね。勉強不足で済みません。大変勉強になりました。茂木先生からみて、昨年の秋から年明けまでの臨時国会の成果は、これはどんな風なことだったでしょうか。

茂木： 厚生労働委員長に昨年の秋に就任したわけですがけれども、厚生労働委員会。悪い言葉で言うと、学級崩壊なんて言われていまして……。色んな混乱がありました。例えば私の前任の委員長の時も採決の時に委員長が口を塞がれたり……。採決になるとみんな野党の議員が寄ってきて、マイクを取り上げる。そういう混乱が色々ありまして、相当厳しい委員会運営。これを覚悟してたわけですが、お蔭様で非常に上手く進んだ、こんな風に思っています。例えば臨時国会では、法案の審議時間。これも厚生労働委員会は50時間を超えまして、これは前回申し上げた17の常任委員会の中でも一番長い充実した審議時間だと思っています。さらに法案も8本成立することが出来まして、これも各委員会の中で最多の法案の成立ということになりました。年明け早々には臨時国会が1月15日まであったのですが、C型肝炎の問題で、被害者全員を救済する法律。これを議員立法で与野党最終的には全会一致ということになりました、委員長提案の法律、つまり私が提案者となった法案として成立することも出来ました。

林： 良かったですね。新聞ではなかなか、テレビではなかなかそこまでは報道が細かくされな

いのですけれども、何日くらい・・・毎日のように（委員会は）あるわけですよ。

茂木： 大体、定例日というのは決まっているんです。例えば衆議院の厚生労働委員会ですと、水曜日と金曜日が定例日。それから火曜日が予備日。ということですね、委員会は基本的にその日に開かれるのですが、その前のいわゆる役員会、理事会という呼び方をしていますけれども、理事会は本当に毎日のようにありますし、委員会を開くとなりますと、様々な準備がありますので、本当に委員長に就任して忙しいな、とこんな風に思っています。

林： 本当に有難うございます。茂木敏充先生はですね、肝炎患者の方々と面談しているシーンをテレビでも拝見しましたがけれども、本当に素晴らしいな、と思います。

心強く私たちも思っております。今日は衆議院議員であり、衆議院の厚生労働委員長にご就任なさっている、茂木敏充議員に来て頂きまして、国政の状況ですとか、年金問題、社会保障政策についてお話をお伺いしました。今日は2回目ですけれども、来週も宜しくお願い致します。

茂木： こちらこそ宜しくお願い致します。